

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」  
等の一部改正について

標記については、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の一部の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正したので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成13年6月20日障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙1のとおり改正する。
- 2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙2のとおり改正する。
- 3 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙3のとおり改正する。
- 4 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について

別紙4のとおり改正する。

- 5 居宅介護従業者養成研修等について（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙5のとおり改正する。
- 6 介護給付費等の支給決定について（平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙6のとおり改正する。
- 7 精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について（平成19年3月30日障発第0330011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙7のとおり改正する。

## 新旧対照表

改正後	現行
<p>別添</p> <p>障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 対象者 原則として、居宅介護、<u>重度訪問介護、同行援護又は行動援護</u>に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。</p> <p>4 研修カリキュラム (1) 本研修は、居宅介護従業者養成研修1級課程(以下「1級課程」という。)、居宅介護従業者養成研修2級課程(以下「2級課程」という。)、居宅介護従業者養成研修3級課程(以下「3級課程」という。)、<u>重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程、日常生活支援従業者養成研修課程</u>(平成18年9月30日までに開始されたものに限る。)及び継続養成研修の8課程とし、各課程のカリキュラムについては「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第2条により読み替えられた「介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第219号。)(以下「介護保険告示」という。)別表第2から第4及び告示別表第1から第5並びに本通知の別紙のとおりとする(平成18年9月30日までに開始されたものにあつては「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第209号。以下「旧告示」という。))別表第1から第3及び別表第7並びに本通知の別紙のとおりとする。) ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目、時間の追加及びより詳細な基準を定めることは差し支えない。 なお、居宅介護従業者養成研修の各課程は、平成18年10月1日から三障害共通の研修課程とされていることに留意すること。</p>	<p>別添</p> <p>障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 対象者 原則として、居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。</p> <p>4 研修カリキュラム (1) 本研修は、居宅介護従業者養成研修1級課程(以下「1級課程」という。)、居宅介護従業者養成研修2級課程(以下「2級課程」という。)、居宅介護従業者養成研修3級課程(以下「3級課程」という。)、<u>重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、行動援護従業者養成研修課程、日常生活支援従業者養成研修課程</u>(平成18年9月30日までに開始されたものに限る。)及び継続養成研修の8課程とし、各課程のカリキュラムについては「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第2条により読み替えられた「介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第219号。)(以下「介護保険告示」という。)別表第2から第4及び告示別表第1から第3並びに本通知の別紙のとおりとする(平成18年9月30日までに開始されたものにあつては「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第209号。以下「旧告示」という。))別表第1から第3及び別表第7並びに本通知の別紙のとおりとする。) ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目、時間の追加及びより詳細な基準を定めることは差し支えない。 なお、居宅介護従業者養成研修の各課程は、平成18年10月1日から三障害共通の研修課程とされていることに留意すること。</p>

(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

オ (略)

カ 同行援護従業者養成研修一般課程

同行援護従業者養成研修一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する一般的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

キ 同行援護従業者養成研修応用課程

同行援護従業者養成研修応用課程は、一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に障害及び疾病の理解や場面別における技能等を修得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。(ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。)

ク 行動援護従業者養成研修課程

行動援護従業者養成研修課程は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

ケ 日常生活支援従業者養成研修課程

日常生活支援従業者養成研修課程は、全身性の障害を有する者に対する入浴、排せつ、食事等の介護並びに調理、洗濯、掃除等の家事に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

コ 継続養成研修

1級課程修了者の資質の維持、向上のために実施する次の4プログラムとし、1級課程修了者は、原則として3年を経過するごとにいずれかのプログラムを受講することとする。

(ア) チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム

(イ) 最新の知識プログラム

(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

オ (略)

カ 行動援護従業者養成研修課程

行動援護従業者養成研修課程は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

キ 日常生活支援従業者養成研修課程

日常生活支援従業者養成研修課程は、全身性の障害を有する者に対する入浴、排せつ、食事等の介護並びに調理、洗濯、掃除等の家事に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

ク 継続養成研修

1級課程修了者の資質の維持、向上のために実施する次の4プログラムとし、1級課程修了者は、原則として3年を経過するごとにいずれかのプログラムを受講することとする。

(ア) チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム

(イ) 最新の知識プログラム

(ウ) 指導技術と介護技術プログラム

(エ) 困難事例対応技術プログラム

なお、継続養成研修の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	概要	受講対象者	時間
継続養成研修	1級課程修了者の資質の維持・向上に必要な研修	1級課程修了者	設定された時間数

#### 5 事業実施上の基準

(1)～(5) (略)

#### (6) 同行援護従業者養成研修一般課程

ア 一般課程については、原則として2月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。

イ 研修の内容は、告示別表第3に定めるもの以上であること。

ウ 別表第3に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、基本課程を教授するのに適当な者であること。

オ 同行援護事業所との連携等により、別表第3に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。

カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

#### (7) 同行援護従業者養成研修応用課程

ア 応用課程については、原則として1月以内であること。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。

また、一般課程と応用研修を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3月以内であること。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、6月の範囲内として差し支えない。

イ 研修の内容は、告示別表第4に定めるもの以上であること。

ウ 別表第4に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、追加課程を教授するのに適当な者であること。

オ 同行援護事業所との連携等により、別表第4に定める実習を行うのに適当な体制

(ウ) 指導技術と介護技術プログラム

(エ) 困難事例対応技術プログラム

なお、継続養成研修の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	概要	受講対象者	時間
継続養成研修	1級課程修了者の資質の維持・向上に必要な研修	1級課程修了者	設定された時間数

#### 5 事業実施上の基準

(1)～(5) (略)

を確保していること。

カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(8) 行動援護従業者養成研修課程

ア 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむをえない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

イ 研修の内容は、告示別表第5に定めるもの以上であること。

ウ 別表第5に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、行動援護従業者養成研修課程を教授するのに適当な者であること。

オ 演習は、適当な実習指導者の指導の下に、行動援護に関する実習を行うことでも差し支えない。

(9) 日常生活支援従業者養成研修課程に係る基準

ア 日常生活支援従業者養成研修課程については、原則として2月以内修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

イ 研修の内容は、旧告示別表第7に定めるもの以上であること。

ウ 旧告示別表第7に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、日常生活支援従業者養成研修課程を教授するのに適当な者であること。

オ 演習は、適当な実習指導者の下に、施設における介護実習や居宅介護に関する実習を行うことでも差し支えない。

(8) (略)

6～8 (略)

(6) 行動援護従業者養成研修課程

ア 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむをえない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

イ 研修の内容は、告示別表第3に定めるもの以上であること。

ウ 別表第3に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、行動援護従業者養成研修課程を教授するのに適当な者であること。

オ 演習は、適当な実習指導者の指導の下に、行動援護に関する実習を行うことでも差し支えない。

(7) 日常生活支援従業者養成研修課程に係る基準

ア 日常生活支援従業者養成研修課程については、原則として2月以内修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

イ 研修の内容は、旧告示別表第7に定めるもの以上であること。

ウ 旧告示別表第7に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、日常生活支援従業者養成研修課程を教授するのに適当な者であること。

オ 演習は、適当な実習指導者の下に、施設における介護実習や居宅介護に関する実習を行うことでも差し支えない。

(8) (略)

6～8 (略)

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日 一部改正 障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日 一部改正 障 発 第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日 一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日</p>	<p>障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日 一部改正 障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日 一部改正 障 発 第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>第一 (略)</p>	<p>第一 (略)</p>
<p>第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号。以下「報酬告示」という。）に関する事項 1 (略) 2 介護給付費</p>	<p>第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号。以下「報酬告示」という。）に関する事項 1 (略) 2 介護給付費</p>

(1) 居宅介護サービス費

①～⑩ (略)

⑪ 二人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等

(一) 二人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護についてについて所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第五百四十六号。以下「五百四十六号告示」という。）の一に該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、三に該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の二階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に二人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

(二) (略)

⑫～⑰ (略)

(2) (略)

(3) 同行援護サービス費

① 同行援護の対象者について

(一) 身体介護を伴う場合

区分二以上に該当し、五百四十三号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の零点の項から二点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が一点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが一点以上に該当する者であって、認定調査表（区分省令第一の認定項目票をいう。）における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「できる」以外に認定されている者

(二) 身体介護を伴わない場合

五百四十三号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の零点の項から二点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が一点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが一点以上に該当する者

(1) 居宅介護サービス費

①～⑩ (略)

⑪ 二人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等

(一) 二人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護についてについて所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第五百四十六号）の一に該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、二に該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の二階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に二人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

(二) (略)

⑫～⑰ (略)

(2) (略)



② サービス内容

同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。

なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。

③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、一・二級ヘルパー等及び居宅介護従業者基準第十六号から第十八号に掲げる者（視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者に限る。）（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「一・二級ヘルパー等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）にあつては、平成二十六年九月三十日までの間は、当該研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ 一・二級ヘルパー等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」

ウ 厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）第四号介護給付費等単位数表第12の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下、「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。）→「所定単位数」

エ 三級ヘルパー等 →「所定単位数の一〇〇分の七〇に相当する単位数」（ただし、平成二十六年九月三十日までの間に限る。）

オ 三級ヘルパー等であつて、視覚障害を有する身体障害者又

は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上  
従事した経験を有する者 → 「所定単位数の一〇〇分の七〇  
に相当する単位数」

(二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課  
程修了者を含む。）ただし、一・二級ヘルパー等及び視覚障害  
者外出介護従業者養成研修修了者にあつては、平成二十六年  
九月三十日までの間においては、当該研修の課程を修了した  
ものとみなす。→ 「所定単位数」

イ 一・二級ヘルパー等及び視覚障害者外出介護従業者養成研  
修修了者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児  
の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した  
経験を有する者。→ 「所定単位数」

ウ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科  
修了者等 → 「所定単位数」

エ 「三級ヘルパー等」 → 「所定単位数の一〇〇分の九〇に相  
当する単位数」（ただし、平成二十六年九月三十日までの間に  
限る。）

オ 「三級ヘルパー等」であつて、視覚障害を有する身体障害  
者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年  
以上従事した経験を有する者。→ 「所定単位数の一〇〇分の  
九〇に相当する単位数」

④ 二人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等

二人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行  
援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合の  
うち、五百四十六号告示の一に該当する場合としては、移動中や外  
出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等  
が該当し、三に該当する場合としては、例えば、エレベーターのな  
い建物の二階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させ  
る場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保の  
ために深夜の時間帯に二人の同行援護従業者によるサービス提供を  
行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行  
った場合を除き、この取扱いは適用しない。

⑤ 同行援護従業者のうち一人が三級ヘルパー等である場合の取扱い  
派遣された二人の同行援護従業者のうち一人が三級ヘルパー等で、  
一人がそれ以外のものである場合について、三級ヘルパー等が派遣  
される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数  
を、それぞれ別に算定する。

⑥ 同行援護の所要時間について

一日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね二時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が二時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が二時間未満の場合は、前後の同行援護を一回として算定する。なお、身体状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が二時間未満である場合はこの限りではない。

⑦ 早朝、夜間、深夜等の同行援護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。

ただし、基準額の最小単位（最初の三〇分とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が一五分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。）また、基準額の最小単位以降の三〇分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該三〇分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該三〇分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が一五分未満である場合には、当該三〇分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。）

なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。

⑧ 特定事業所加算の取扱い

報酬告示第3の注7の特定事業所加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。

⑨ 特別地域加算の取扱い

報酬告示第3の注8の特別地域加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。

⑩ 緊急時対応加算の取扱い

報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。

⑪ 初回加算の取扱い

報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。

⑫ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。

⑬ その他

2の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)の規定は、同行援護サービス費について準用する。

(4) 行動援護サービス費

① 行動援護の対象者について

区分三以上の該当する者であって、五百四十三号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が八点以上（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）である者

②～⑥ （略）

⑦ 特定事業所加算の取扱い

報酬告示第4の注6の特定事業所加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。

⑧ 特別地域加算の取扱い

報酬告示第4の注7の特定事業所加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。

⑨ 緊急時対応加算の取扱い

報酬告示第4の注8の特定事業所加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。

⑩ 初回加算の取扱い

報酬告示第4の2の初回加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。

⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。

⑫ （略）

(5) 療養介護サービス費

①・② （略）

③ 地域移行加算の取扱い

(-) 報酬告示第5の2に規定する地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が一月を超えると見込まれる利用者の居宅生活（福祉ホーム又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中一回に限り加算を算定

(3) 行動援護サービス費

① 行動援護の対象者について

区分三以上の該当する者であって、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号。以下「行動援護基準」という。）の別表に掲げる行動関連項目の合計点数が八点以上（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）である者

②～⑥ （略）

⑦ 特定事業所加算の取扱い

報酬告示第3の注6の特定事業所加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。

⑧ 特別地域加算の取扱い

報酬告示第3の注7の特定事業所加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。

⑨ 緊急時対応加算の取扱い

報酬告示第3の注8の特定事業所加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。

⑩ 初回加算の取扱い

報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。

⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。

⑫ （略）

(4) 療養介護サービス費

①・② （略）

③ 地域移行加算の取扱い

(-) 報酬告示第4の2に規定する地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が一月を超えると見込まれる利用者の居宅生活（福祉ホーム又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中一回に限り加算を算定

するものである。

また、利用者の退院後三〇日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後一回を限度として加算を算定するものである。

(二)～(六) (略)

④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一)～(三) (略)

(6) 生活介護サービス費

①・② (略)

③ 人員配置体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第6の2の人員配置体制加算(I)から(Ⅲ)までについては、次のア、イ、ウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。

ア 人員配置体制加算(I)

(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合

- ・ 区分五若しくは区分六に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の一〇〇分の六〇以上であること。

なお、「これに準ずる者」とは、区分四以下であって、五百四十三号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の〇点の欄から二点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が一五点以上である者とする。以下この③において同じ。

- ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を一・七で除して得た数以上であること。

(ii) (略)

イ・ウ (略)

(二)・(三) (略)

④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第6の3の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④を準用する。

⑤ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第6の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある

するものである。

また、利用者の退院後三〇日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後一回を限度として加算を算定するものである。

(二)～(六) (略)

④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第4の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一)～(三) (略)

(5) 生活介護サービス費

①・② (略)

③ 人員配置体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第5の2の人員配置体制加算(I)から(Ⅲ)までについては、次のア、イ、ウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。

ア 人員配置体制加算(I)

(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合

- ・ 区分五若しくは区分六に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の一〇〇分の六〇以上であること。

なお、「これに準ずる者」とは、区分四以下であって、厚生労大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の〇点の欄から二点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が一五点以上である者とする。以下この③において同じ。

- ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を一・七で除して得た数以上であること。

(ii) (略)

イ・ウ (略)

(二)・(三) (略)

④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、2の(4)の④を準用する。

⑤ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第5の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある

者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア～ウ (略)

(二)・(三) (略)

⑥ 初期加算の取扱い

(一) 報酬告示第6の5の初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から三〇日の間、加算するものであること。なお、この場合の「三〇日の間」とは、暦日で三〇日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、三〇日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。

(二)～(四) (略)

⑦ 訪問支援特別支援加算の取扱い

報酬告示第6の6の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね三ヶ月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中五日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、一回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「五日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で五日間をいうものであることに留意すること。

なお、所要時間については、実際に要した時間に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。

また、この加算を一月に二回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度五日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。

⑧ 欠席時対応加算の取扱い

報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取扱うこととする。

(一)・(二) (略)

⑨ リハビリテーション加算の取扱い

報酬告示第6の8のリハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア～ウ (略)

(二)・(三) (略)

⑥ 初期加算の取扱い

(一) 報酬告示第5の5の初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から三〇日の間、加算するものであること。なお、この場合の「三〇日の間」とは、暦日で三〇日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、三〇日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。

(二)～(四) (略)

⑦ 訪問支援特別支援加算の取扱い

報酬告示第5の6の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね三ヶ月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中五日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、一回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「五日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で五日間をいうものであることに留意すること。

なお、所要時間については、実際に要した時間に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。

また、この加算を一月に二回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度五日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。

⑧ 欠席時対応加算の取扱い

報酬告示第5の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取扱うこととする。

(一)・(二) (略)

⑨ リハビリテーション加算の取扱い

報酬告示第5の8のリハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(-)～(三) (略)

- ⑩ 利用者負担上限額管理加算の取扱い  
報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑩を準用する。
- ⑪ 食事提供体制加算の取扱い  
報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。  
この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者へ提供するような方法は加算の対象とならないものである。  
なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

#### (7) 児童デイサービス費

- ① (略)
- ② 指導員加配加算の取扱い  
報酬告示第7の1の注5の指導員加配加算は、指定児童デイサービス事業所等において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るため、児童デイサービス費の算定に必要とする員数に加え、指導員又は保育士を一名以上配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。
- ③ 家庭連携加算の取扱い  
報酬告示第7の2の家庭連携加算については、サービス利用障害児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、一回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。  
なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び保護者の同意を得た

(-)～(三) (略)

- ⑩ 利用者負担上限額管理加算の取扱い  
報酬告示第5の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑩を準用する。
- ⑪ 食事提供体制加算の取扱い  
報酬告示第5の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。  
この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者へ提供するような方法は加算の対象とならないものである。  
なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

#### (6) 児童デイサービス費

- ① (略)
- ② 指導員加配加算の取扱い  
報酬告示第6の1の注5の指導員加配加算は、指定児童デイサービス事業所等において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るため、児童デイサービス費の算定に必要とする員数に加え、指導員又は保育士を一名以上配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。
- ③ 家庭連携加算の取扱い  
報酬告示第6の2の家庭連携加算については、サービス利用障害児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、一回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。  
なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び保護者の同意を得た

上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。

④ 訪問支援特別加算の取扱い

報酬告示第7の3の訪問支援特別加算については、2の(6)の⑦を準用する。

⑤ 送迎加算の取扱い

報酬告示第7の4の送迎加算については、障害児に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき五四単位を算定する。

また、送迎については、指定児童デイサービス事業所と居宅までの送迎を原則とするが、道路が狭隘で居宅まで送迎できない場合等のやむを得ない場合においては、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で行ったものについて、この加算を算定して差し支えないものであること。

⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第7の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰を準用する。

⑦ 福祉専門職員配置加算の取扱い

報酬告示第7の6の福祉専門職員配置加算については、2の(5)の④を準用する。この場合において、対象職員は社会福祉士及び介護福祉士であること。

⑧ 医療連携体制加算の取扱い

報酬告示第7の7の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童デイサービス事業書等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供を行った場合に評価を行うものである。

(-)～(四) (略)

⑨ 欠席時対応加算の取扱い

報酬告示第7の8の欠席時対応加算については、2の(6)の⑧を準用する。

(8) 短期入所サービス費

①～④ (略)

⑤ 短期利用加算について

報酬告示第8の2の短期利用加算については、指定短期入所の利用を開始した日から起算して三〇日以内の期間について算定を認めているが、例えば過去に利用実績のある利用者が、一定の期間を経

上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。

④ 訪問支援特別加算の取扱い

報酬告示第6の3の訪問支援特別加算については、2の(5)の⑦を準用する。

⑤ 送迎加算の取扱い

報酬告示第6の4の送迎加算については、障害児に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき五四単位を算定する。

また、送迎については、指定児童デイサービス事業所と居宅までの送迎を原則とするが、道路が狭隘で居宅まで送迎できない場合等のやむを得ない場合においては、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で行ったものについて、この加算を算定して差し支えないものであること。

⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第6の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰を準用する。

⑦ 福祉専門職員配置加算の取扱い

報酬告示第6の6の福祉専門職員配置加算については、2の(4)の④を準用する。この場合において、対象職員は社会福祉士及び介護福祉士であること。

⑧ 医療連携体制加算の取扱い

報酬告示第6の7の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童デイサービス事業書等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供を行った場合に評価を行うものである。

(-)～(四) (略)

⑨ 欠席時対応加算の取扱い

報酬告示第6の8の欠席時対応加算については、2の(5)の⑧を準用する。

(7) 短期入所サービス費

①～④ (略)

⑤ 短期利用加算について

報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所の利用を開始した日から起算して三〇日以内の期間について算定を認めているが、例えば過去に利用実績のある利用者が、一定の期間を経



過した後、再度利用する場合にも算定可能である。例えば四月一日から連続四〇日利用した後、五月一五日から新たに利用を開始した場合も三〇日目までは算定可能とする。また、定期的に利用している場合であっても連続三〇日を超えない限り算定可能である。

⑥ 医療連携体制加算の取扱い

報酬告示第8の5の医療連携体制加算については、2の(7)の⑧を準用する。

⑦ 栄養士配置加算の取扱い

報酬告示第8の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(I)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所に配置されていること（労働者派遣事業の適正な確保及び派遣労働者の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあつては、本体施設において報酬告示第11の12のイを算定している場合には栄養士管理加算(I)、報酬告示第11の12のロを算定している場合には栄養士管理加算(II)を算定することが可能である。また、特定旧法指定施設において併設事業所又は空床利用型事業所として指定短期入所の事業を行っている場合も、常勤の管理栄養士又は栄養士を配置して適切な食事管理を行っている場合には栄養士管理加算(I)を非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置して適切な食事管理を行っている場合には栄養士管理加算(II)を算定することが可能である。

⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第8の7の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰を準用する。

⑨ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第8の8の利用者負担上限額管理加算については、2の(6)の⑱を準用する。

なお、一日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。

(9) 重度障害者等包括支援サービス費

① 重度障害者等包括支援の対象者について

過した後、再度利用する場合にも算定可能である。例えば四月一日から連続四〇日利用した後、五月一五日から新たに利用を開始した場合も三〇日目までは算定可能とする。また、定期的に利用している場合であっても連続三〇日を超えない限り算定可能である。

⑥ 医療連携体制加算の取扱い

報酬告示第7の5の医療連携体制加算については、2の(6)の⑧を準用する。

⑦ 報酬告示第7の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(I)

の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所に配置されていること（労働者派遣事業の適正な確保及び派遣労働者の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあつては、本体施設において報酬告示第10の12のイを算定している場合には栄養士管理加算(I)、報酬告示第10の12のロを算定している場合には栄養士管理加算(II)を算定することが可能である。また、特定旧法指定施設において併設事業所又は空床利用型事業所として指定短期入所の事業を行っている場合も、常勤の管理栄養士又は栄養士を配置して適切な食事管理を行っている場合には栄養士管理加算(I)を非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置して適切な食事管理を行っている場合には栄養士管理加算(II)を算定することが可能である。

⑧ 報酬告示第7の7の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰を準用する。

⑨ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第7の8の利用者負担上限額管理加算については、2の(5)の⑱を準用する。

なお、一日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。

(8) 重度障害者等包括支援サービス費

① 重度障害者等包括支援の対象者について

区分六（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、次の（一）又は（二）に該当すること。なお、対象者の判断基準は左表のとおりとする。

（一）（略）

（二）五百四十三号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が一五以上である者（Ⅲ類型）

②（略）

(10) 共同生活介護サービス費

①（略）

② 共同生活介護サービス費について

（一）共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項第一号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害程度区分に応じ、算定する。ただし、次のア又はイに該当するものに対し、指定共同生活介護を行った場合にあつては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第10の1の注5の(1)から(3)までに定める単位数を算定する（平成二十四年三月三十一日までの経過措置）。この場合、指定共同生活介護事業所は、指定居宅介護事業所等の提供実績を確認することとする。

なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第10の1のイからニまでに定める単位数を算定する。

ア 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であつて、区分四、区分五及び区分六に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者（以下、「指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の適用を受ける利用者」という。）

イ（略）

（二）（略）

③（略）

④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第10の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④を準用する。

⑤ 夜間支援体制加算の取扱い

報酬告示第10の2の夜間支援体制加算については、現に指定共同

区分六（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、次の（一）又は（二）に該当すること。なお、対象者の判断基準は左表のとおりとする。

（一）（略）

（二）行動援護基準の別表に掲げる行動関連項目の合計点数が一五以上である者（Ⅲ類型）

②（略）

(9) 共同生活介護サービス費

①（略）

② 共同生活介護サービス費について

（一）共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項第一号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害程度区分に応じ、算定する。ただし、次のア又はイに該当するものに対し、指定共同生活介護を行った場合にあつては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第9の1の注5の(1)から(3)までに定める単位数を算定する（平成二十四年三月三十一日までの経過措置）。この場合、指定共同生活介護事業所は、指定居宅介護事業所等の提供実績を確認することとする。

なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第9の1のイからニまでに定める単位数を算定する。

ア 重度訪問介護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であつて、区分四、区分五及び区分六に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者（以下、「指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の適用を受ける利用者」という。）

イ（略）

（二）（略）

③（略）

④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第9の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(4)の④を準用する。

⑤ 夜間支援体制加算の取扱い

報酬告示第9の2の夜間支援体制加算については、現に指定共同

生活介護を利用する者の状況から、夜間支援体制を確保する必要がある場合であって、次の要件を満たしていると都道府県知事が認める場合については、区分二以上の者について、算定する。

(一)～(三) (略)

⑥ 重度障害者支援加算の取扱い

報酬告示第10の3の重度障害者支援加算については、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者が現に二名以上利用している場合であって、指定障害福祉サービス基準第百三十八条に規定する生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合に算定されるが、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項又は第二項の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者については、この加算を算定することができない。

(例) (略)

⑦ 日中支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第10の4の日中支援加算については、指定共同生活介護と併せて支給決定されている日中活動サービス若しくは通所による旧法施設支援を利用することとなっている日に利用することができないとき、就労している利用者が出勤予定日に出勤できないとき又はサービス利用計画若しくは共同生活介護計画に位置付けて計画的に精神障害者社会復帰施設（通所のものに限る。）若しくは地域活動支援センターを利用している者が利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った場合であって、当該支援を行った日が一月につき二日を超える場合、三日目以降について算定する。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項又は第二項の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護事業所の利用者については、この加算を算定することができない。

(二) (略)

⑧ 自立生活支援加算の取扱い

報酬告示第10の5の自立生活支援加算については、次の(一)及び(二)に定める要件を満たす指定共同生活介護事業所において、居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者に対し、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該支援を開始した日から一八〇日間を限度として、当該支援を行う利用者について、この加算を算定

生活介護を利用する者の状況から、夜間支援体制を確保する必要がある場合であって、次の要件を満たしていると都道府県知事が認める場合については、区分二以上の者について、算定する。

(一)～(三) (略)

⑥ 重度障害者支援加算の取扱い

報酬告示第9の3の重度障害者支援加算については、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者が現に二名以上利用している場合であって、指定障害福祉サービス基準第百三十八条に規定する生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合に算定されるが、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項又は第二項の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者については、この加算を算定することができない。

(例) (略)

⑦ 日中支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の4の日中支援加算については、指定共同生活介護と併せて支給決定されている日中活動サービス若しくは通所による旧法施設支援を利用することとなっている日に利用することができないとき、就労している利用者が出勤予定日に出勤できないとき又はサービス利用計画若しくは共同生活介護計画に位置付けて計画的に精神障害者社会復帰施設（通所のものに限る。）若しくは地域活動支援センターを利用している者が利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った場合であって、当該支援を行った日が一月につき二日を超える場合、三日目以降について算定する。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項又は第二項の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護事業所の利用者については、この加算を算定することができない。

(二) (略)

⑧ 自立生活支援加算の取扱い

報酬告示第9の5の自立生活支援加算については、次の(一)及び(二)に定める要件を満たす指定共同生活介護事業所において、居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者に対し、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該支援を開始した日から一八〇日間を限度として、当該支援を行う利用者について、この

する。なお、この場合の「一八〇日間」とは、暦日で一八〇日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、一八〇日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。

なお、共同生活介護サービス費(Ⅳ)を算定している利用者については、この加算を算定することができない。

(一)・(二) (略)

⑨ 入院時支援特別加算の取扱い

(一) 報酬告示第10の6の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定共同生活介護事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、一月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。

(二) 報酬告示第10の6のイが算定される場合にあつては少なくとも一回以上、6のロが算定される場合にあつては少なくとも二回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が七日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が一回である場合については、6のイを算定する。

(三)～(六) (略)

⑩ 長期入院時支援特別加算の取扱い

(一) 報酬告示第10の6の2の長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定共同生活介護事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、一日につき所定単位数を算定する。

(二) 報酬告示第10の6の2が算定される場合にあつては、特段の事情のない限り、原則、一週に一回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。

また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。

(三)～(七) (略)

⑪ 帰宅時支援加算の取扱い

加算を算定する。なお、この場合の「一八〇日間」とは、暦日で一八〇日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、一八〇日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。

なお、共同生活介護サービス費(Ⅳ)を算定している利用者については、この加算を算定することができない。

(一)・(二) (略)

⑨ 入院時支援特別加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の6の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定共同生活介護事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、一月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。

(二) 報酬告示第9の6のイが算定される場合にあつては少なくとも一回以上、6のロが算定される場合にあつては少なくとも二回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が七日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が一回である場合については、6のイを算定する。

(三)～(六) (略)

⑩ 長期入院時支援特別加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の6の2の長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定共同生活介護事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、一日につき所定単位数を算定する。

(二) 報酬告示第9の6の2が算定される場合にあつては、特段の事情のない限り、原則、一週に一回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。

また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。

(三)～(七) (略)

⑪ 帰宅時支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 10 の 7 の帰宅時支援加算については、利用者が共同生活介護計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定共同生活介護事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の一月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。

(二)～(五) (略)

⑫ 長期帰宅時支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 10 の 7 の 2 の長期帰宅時支援加算については、利用者が共同生活介護計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定共同生活介護事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、一日につき所定単位数を算定する。

(二)～(六) (略)

⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第 10 の 8 の地域生活移行個別支援加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(一)～(三) (略)

⑭ 医療連携体制加算の取扱い

報酬告示第 10 の 9 の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑧を準用する。

(11) 施設入所支援サービス費

①・② (略)

③ 夜勤職員配置体制加算の取扱い

報酬告示第 11 の 2 の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の(一)から(三)のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算ができるものとする。

(一)～(三) (略)

④ 重度障害者支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 11 の 3 のイの重度障害者支援加算 (I) については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が一日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で一人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置している場合にあつては当該サービス提供単位ごと)に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬

(一) 報酬告示第 9 の 7 の帰宅時支援加算については、利用者が共同生活介護計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定共同生活介護事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の一月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。

(二)～(五) (略)

⑫ 長期帰宅時支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 9 の 7 の 2 の長期帰宅時支援加算については、利用者が共同生活介護計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定共同生活介護事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、一日につき所定単位数を算定する。

(二)～(六) (略)

⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第 9 の 8 の地域生活移行個別支援加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(一)～(三) (略)

⑭ 医療連携体制加算の取扱い

報酬告示第 9 の 9 の医療連携体制加算については、2 の (6) の⑧を準用する。

(10) 施設入所支援サービス費

①・② (略)

③ 夜勤職員配置体制加算の取扱い

報酬告示第 10 の 2 の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の(一)から(三)のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算ができるものとする。

(一)～(三) (略)

④ 重度障害者支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 10 の 3 のイの重度障害者支援加算 (I) については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が一日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で一人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置している場合にあつては当該サービス提供単位ごと)に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬

告示第11の2の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。)中、いずれか一つ以上に該当する者とする。

(二) 報酬告示第11の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が一日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員に加えて、常勤換算方法で、

ア 生活介護における人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかが算定されている場合にあつては○・五人以上

イ 生活介護における人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかが算定されていない場合にあつては一人以上

の従業者を確保した場合に、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者について加算する。

なお、報酬告示第11の3の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、五百四十三号告示第五号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が一五点以上に該当する者をいうものである。

(三)・(四) (略)

⑤ 夜間看護体制加算の取扱い

報酬告示第11の4の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)を一以上配置する体制を確保している場合に、昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。

なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。

⑥ 入所時特別支援加算の取扱い

報酬告示第11の5の入所時特別支援加算の取扱いについては、以下のとおりとする。

(一)・(二) (略)

(三) 初期加算に係る2の(6)の⑥の規定は、施設入所支援に係る入所時特別支援加算について準用する。

⑦ 土日等日中支援加算の取扱い

報酬告示第11の6の土日等日中支援加算については、以下の取扱いについては、以下のとおりとする。

(一)・(二) (略)

⑧ 入院・外泊時加算の取扱い

告示第10の2の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。)中、いずれか一つ以上に該当する者とする。

(二) 報酬告示第10の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が一日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員に加えて、常勤換算方法で、

ア 生活介護における人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかが算定されている場合にあつては○・五人以上

イ 生活介護における人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかが算定されていない場合にあつては一人以上

の従業者を確保した場合に、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者について加算する。

なお、報酬告示第10の3の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)第五号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が一五点以上に該当する者をいうものである。

(三)・(四) (略)

⑤ 夜間看護体制加算の取扱い

報酬告示第10の4の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)を一以上配置する体制を確保している場合に、昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。

なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。

⑥ 入所時特別支援加算の取扱い

報酬告示第10の5の入所時特別支援加算の取扱いについては、以下のとおりとする。

(一)・(二) (略)

(三) 初期加算に係る2の(5)の⑥の規定は、施設入所支援に係る入所時特別支援加算について準用する。

⑦ 土日等日中支援加算の取扱い

報酬告示第10の6の土日等日中支援加算については、以下の取扱いについては、以下のとおりとする。

(一)・(二) (略)

⑧ 入院・外泊時加算の取扱い

(一) 報酬告示第 11 の 7 の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して九泊の入院又は外泊を行う場合は、八日と計算されること。

また、一月間に、入院又は外泊を複数回繰り返す場合であっても、八日の範囲内で入院・外泊時加算の算定は可能であること。

(例) (略)

(二)～(六) (略)

⑨ 長期入院等支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 11 の 8 の長期入院等支援加算については、利用者が⑧の入院・外泊した際、入院にあつては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情（利用者の事情により、病院又は診療を訪問することが出来ない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として一週間に一回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）について、一日につき所定単位数を算定するものであること。

(二)～(八) (略)

⑩ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第 11 の 9 の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、一月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であつて、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第 11 の 9 の(1)が算定される場合にあつては少なくとも一回以上、9の(2)が算定される場合にあつては少なくとも二回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が四日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が一回である場合については、9の(1)を算定する。

なお、当該加算を算定する日においては、特別障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能であること。

(一) 報酬告示第 10 の 7 の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して九泊の入院又は外泊を行う場合は、八日と計算されること。

また、一月間に、入院又は外泊を複数回繰り返す場合であっても、八日の範囲内で入院・外泊時加算の算定は可能であること。

(例) (略)

(二)～(六) (略)

⑨ 長期入院等支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 10 の 8 の長期入院等支援加算については、利用者が⑧の入院・外泊した際、入院にあつては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情（利用者の事業により、病院又は診療を訪問することが出来ない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として一週間に一回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）について、一日につき所定単位数を算定するものであること。

(二)～(八) (略)

⑩ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第 10 の 9 の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、一月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であつて、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第 10 の 9 の(1)が算定される場合にあつては少なくとも一回以上、9の(2)が算定される場合にあつては少なくとも二回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が四日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が一回である場合については、9の(1)を算定する。

なお、当該加算を算定する日においては、特別障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能であること。

- ⑪ 地域移行加算の取扱い  
報酬告示第11の10の地域移行加算については、2の(5)の③を準用する。
- ⑫ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い  
報酬告示第11の11の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。  
(一)・(二) (略)
- ⑬ 栄養士配置加算の取扱い  
報酬告示第11の12の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(I)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が指定障害者支援施設等に配置されていること（労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。  
なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。
- ⑭ 栄養マネジメント加算の取扱い  
(一) 報酬告示第11の13の栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。  
(二)～(六) (略)
- ⑮ 経口移行加算の取扱い  
(一) 報酬告示第11の14の経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり、実施するものとする。  
ア～ウ (略)  
(二)・(三) (略)
- ⑯ 経口維持加算の取扱い  
(一) 報酬告示第11の15の経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者（経口維持加算(I)）及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者（経口維持加算(II)）に係るものについては、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする。  
ア～エ (略)
- ⑰ 療養食加算の取扱い  
(一) 報酬告示第11の16の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者自立支援法に基づ

- ⑪ 地域移行加算の取扱い  
報酬告示第10の10の地域移行加算については、2の(4)の③を準用する。
- ⑫ 地域生活移行個別支援特別加算  
報酬告示第10の11の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。  
(一)・(二) (略)
- ⑬ 栄養士配置加算の取扱い  
報酬告示第10の12の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(I)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が指定障害者支援施設等に配置されていること（労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。  
なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。
- ⑭ 栄養マネジメント加算の取扱い  
(一) 報酬告示第10の13の栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。  
(二)～(六) (略)
- ⑮ 経口移行加算の取扱い  
(一) 報酬告示第10の14の経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり、実施するものとする。  
ア～ウ (略)  
(二)・(三) (略)
- ⑯ 経口維持加算の取扱い  
(一) 報酬告示第10の15の経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者（経口維持加算(I)）及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者（経口維持加算(II)）に係るものについては、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする。  
ア～エ (略)
- ⑰ 療養食加算の取扱い  
(一) 報酬告示第10の16の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者自立支援法に基づ



く指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号）に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。

(二)～(十) (略)

### 3 訓練等給付費

#### (1) 機能訓練サービス費

① (略)

② 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第12の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④を準用する。この場合において、対象職種は社会福祉士及び介護福祉士である。

③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

報酬告示第12の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑤を準用する。

④ 初期加算の取扱い

報酬告示第12の3の初期加算については、2の(6)の⑥を準用する。

⑤ 欠席時対応加算の取扱い

報酬告示第12の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑧を準用する。

⑥ リハビリテーション加算の取扱い

ア 報酬告示第12の4の2のリハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施するべきものであること。

イ 2の(6)の⑨の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。

⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第12の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰を準用する。

⑧ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第12の6の食事提供体制加算については、2の(6)の⑩を準用する。

#### (2) 生活訓練サービス費

く指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号）に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。

(二)～(十) (略)

### 3 訓練等給付費

#### (1) 機能訓練サービス費

① (略)

② 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第11の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(4)の④を準用する。この場合において、対象職種は社会福祉士及び介護福祉士である。

③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

報酬告示第11の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(5)の⑤を準用する。

④ 初期加算の取扱い

報酬告示第11の3の初期加算については、2の(5)の⑤を準用する。

⑤ 欠席時対応加算の取扱い

報酬告示第11の4の欠席時対応加算については、2の(5)の⑧を準用する。

⑥ リハビリテーション加算の取扱い

ア 報酬告示第11の4の2のリハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施するべきものであること。

イ 2の(5)の⑨の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。

⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第11の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰を準用する。

⑧ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第11の6の食事提供体制加算については、2の(5)の⑩を準用する。

#### (2) 生活訓練サービス費

- ① (略)
- ② 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第13の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④を準用する。
- ③ 地域移行支援体制強化加算の取扱い  
報酬告示第13の1の3の地域移行支援体制強化加算については、宿泊型自立訓練の利用者の数を一五で除して得た数以上の地域移行支援員を配置しており、当該地域移行支援員のうち一人以上が常勤で配置されている事業所について算定するものであるが、当該地域移行支援員については、以下の支援を行うものとする。  
ア～オ (略)
- ④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第13の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑤を準用する。
- ⑤ 初期加算の取扱い  
報酬告示第13の3の初期加算については、2の(6)の⑥を準用する。  
なお、宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中活動サービスを利用している場合については、宿泊型自立訓練のみについて初期加算を算定するものとし、宿泊型自立訓練の利用を開始した日から三〇日の間算定できるものであること。
- ⑥ 欠席時対応加算の取扱い  
報酬告示第13の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑧を準用する。
- ⑦ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第13の4の2の医療連携体制加算については、2の(7)の⑧を準用する。
- ⑧ 短期滞在加算の取扱い  
(-) 報酬告示第13の5の短期滞在加算については、第五百五十一号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定自立訓練（生活訓練）を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。なお、居室その他の設備の継続的な提供を行うものについては、原則として指定宿泊型自立訓練として提供することとするが、平成二十一年三月三十一日において現に継続的に居室の提供を受けている者が利用している場合又は受けようとする者がいる場合であって、平成二十一年四月一日以降も引き続き利用する場合にあっては、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、生

- ① (略)
- ② 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第12の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(4)の④を準用する。
- ③ 地域移行支援体制強化加算の取扱い  
報酬告示第12の1の3の地域移行支援体制強化加算については、宿泊型自立訓練の利用者の数を一五で除して得た数以上の地域移行支援員を配置しており、当該地域移行支援員のうち一人以上が常勤で配置されている事業所について算定するものであるが、当該地域移行支援員については、以下の支援を行うものとする。  
ア～オ (略)
- ④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第12の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(5)の⑤を準用する。
- ⑤ 初期加算の取扱い  
報酬告示第12の3の初期加算については、2の(5)の⑥を準用する。  
なお、宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中活動サービスを利用している場合については、宿泊型自立訓練のみについて初期加算を算定するものとし、宿泊型自立訓練の利用を開始した日から三〇日の間算定できるものであること。
- ⑥ 欠席時対応加算の取扱い  
報酬告示第12の4の欠席時対応加算については、2の(5)の⑧を準用する。
- ⑦ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第12の4の2の医療連携体制加算については、2の(6)の⑧を準用する。
- ⑧ 短期滞在加算の取扱い  
(-) 報酬告示第12の5の短期滞在加算については、第五百五十一号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定自立訓練（生活訓練）を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。なお、居室その他の設備の継続的な提供を行うものについては、原則として指定宿泊型自立訓練として提供することとするが、平成二十一年三月三十一日において現に継続的に居室の提供を受けている者が利用している場合又は受けようとする者がいる場合であって、平成二十一年四月一日以降も引き続き利用する場合にあっては、平成二十四年三月三十一

活訓練の一環として、自立訓練（生活訓練）計画に位置付け、算定することができるものとする。

(二)～(四) (略)

⑨ 日中支援加算の取扱い

報酬告示第 13 の 5 の 2 の日中支援加算については、2 の(10)の⑦を準用する。

⑩ 通勤者生活支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 13 の 5 の 3 の通勤者生活支援加算については、宿泊型自立訓練の利用者のうち、100 分の 70 以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型の利用者は除くものであること。

(二) (略)

⑪ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第 13 の 5 の 4 の入院時支援特別加算については、2 の(10)の⑨を準用する。

⑫ 長期入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第 13 の 5 の 5 の長期入院時支援特別加算については、2 の(10)の⑩を準用する。

⑬ 帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第 13 の 5 の 6 の帰宅時支援加算については、2 の(10)の⑪を準用する。

なお、宿泊型自立訓練の場合、共同生活介護又は共同生活援助への体験的な利用に伴う外泊の場合も含むものであるが、宿泊型自立訓練事業所と同一敷地内の指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所を利用する場合は算定しないものとする。

⑭ 長期帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第 13 の 5 の 7 の長期帰宅時支援加算については、2 の(10)の⑫を準用する。

なお、宿泊型自立訓練の場合、共同生活介護又は共同生活援助への体験的な利用に伴う外泊の場合も含むものであるが、宿泊型自立訓練事業所と同一敷地内の指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所を利用する場合は算定しないものとする。

⑮ 地域移行加算の取扱い

報酬告示第 13 の 5 の 8 の地域移行加算については、2 の(5)の③を準用する。

⑯ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

日までの間に限り、生活訓練の一環として、自立訓練（生活訓練）計画に位置付け、算定することができるものとする。

(二)～(四) (略)

⑨ 日中支援加算

報酬告示第 12 の 5 の 2 の日中支援加算については、2 の(9)の⑦を準用する。

⑩ 通勤者生活支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 12 の 5 の 3 の通勤者生活支援加算については、宿泊型自立訓練の利用者のうち、100 分の 70 以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型の利用者は除くものであること。

(二) (略)

⑪ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第 12 の 5 の 4 の入院時支援特別加算については、2 の(9)の⑨を準用する。

⑫ 長期入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第 12 の 5 の 5 の長期入院時支援特別加算については、2 の(9)の⑩を準用する。

⑬ 帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第 12 の 5 の 6 の帰宅時支援加算については、2 の(9)の⑪を準用する。

なお、宿泊型自立訓練の場合、共同生活介護又は共同生活援助への体験的な利用に伴う外泊の場合も含むものであるが、宿泊型自立訓練事業所と同一敷地内の指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所を利用する場合は算定しないものとする。

⑭ 長期帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第 12 の 5 の 7 の長期帰宅時支援加算については、2 の(9)の⑫を準用する。

なお、宿泊型自立訓練の場合、共同生活介護又は共同生活援助への体験的な利用に伴う外泊の場合も含むものであるが、宿泊型自立訓練事業所と同一敷地内の指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所を利用する場合は算定しないものとする。

⑮ 地域移行加算の取扱い

報酬告示第 12 の 5 の 8 の地域移行加算については、2 の(4)の③を準用する。

⑯ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第13の5の9の地域生活移行個別支援特別加算については、2の(10)の⑬を準用する。

⑰ 利用者負担上限額管理加算の取扱い  
報酬告示第13の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰を準用する。

⑱ 食事提供体制加算の取扱い  
(一) 報酬告示第13の7のイの食事提供体制加算(Ⅰ)については、短期滞在加算が算定される者について算定するものである。  
ただし、⑧の(-)のなお書きに該当する者については、食事提供体制加算(Ⅱ)を算定するものであること。

なお、一日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものであること。

(二) 報酬告示第13の7のロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、食事提供体制加算(Ⅰ)が算定される者以外の者について算定するものであること。

なお、この加算については、指定宿泊型自立訓練を利用している者についても算定が可能であるが、当該利用者が同日に他の日中活動サービスを利用し、食事の提供を受けた場合については、当該他の日中活動サービス事業所において食事提供体制加算を算定するものとし、これに加えて、指定宿泊型自立訓練についてこの加算を算定することはできないものであること。

(三) このほか、報酬告示第13の7のイの食事提供体制加算(Ⅰ)及びロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、2の(6)の⑪を準用する。

⑲ 精神障害者退院支援施設加算の取扱い  
報酬告示第13の8の精神障害者退院支援施設加算については、第五百五十一号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た、精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね一年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。  
(一)・(二) (略)

(3) 就労移行支援サービス費

① (略)

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第14の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑤を準用する。

報酬告示第12の5の9の地域生活移行個別支援特別加算については、2の(9)の⑬を準用する。

⑰ 利用者負担上限額管理加算の取扱い  
報酬告示第12の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰を準用する。

⑱ 食事提供体制加算の取扱い  
(一) 報酬告示第12の7のイの食事提供体制加算(Ⅰ)については、短期滞在加算が算定される者について算定するものである。  
ただし、⑧の(-)のなお書きに該当する者については、食事提供体制加算(Ⅱ)を算定するものであること。

なお、一日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものであること。

(二) 報酬告示第12の7のロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、食事提供体制加算(Ⅰ)が算定される者以外の者について算定するものであること。

なお、この加算については、指定宿泊型自立訓練を利用している者についても算定が可能であるが、当該利用者が同日に他の日中活動サービスを利用し、食事の提供を受けた場合については、当該他の日中活動サービス事業所において食事提供体制加算を算定するものとし、これに加えて、指定宿泊型自立訓練についてこの加算を算定することはできないものであること。

(三) このほか、報酬告示第12の7のイの食事提供体制加算(Ⅰ)及びロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、2の(5)の⑪を準用する。

⑲ 精神障害者退院支援施設加算の取扱い  
報酬告示第12の8の精神障害者退院支援施設加算については、第五百五十一号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た、精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね一年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。  
(一)・(二) (略)

(3) 就労移行支援サービス費

① (略)

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第13の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(5)の⑤を準用する。

- ③ 就労移行支援体制加算の取扱い
- (一) 報酬告示第 14 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから六月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。
- (二)・(三) (略)
- (四) 報酬告示第 14 の 3 における就労定着者の定着率の算定に当たって、注中における算定の際、各計算において小数点以下の端数が生じる場合には、小数点以下第一位を四捨五入すること。
- ④ 初期加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑥を準用する。
- ⑤ 訪問支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑦を準用する。
- ⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑰を準用する。
- ⑦ 食事提供体制加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑩を準用する。
- ⑧ 精神障害者退院支援施設加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、3 の(2)の⑱を準用する。
- ⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④を準用する。
- ⑩ 欠席時対応加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 10 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑧を準用する。
- ⑪ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 11 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑧を準用する。
- ⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 12 の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として一年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての一年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての一年以上の実務経験を指す

- ③ 就労移行支援体制加算の取扱い
- (一) 報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから六月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。
- (二)・(三) (略)
- (四) 報酬告示第 13 の 3 における就労定着者の定着率の算定に当たって、注中における算定の際、各計算において小数点以下の端数が生じる場合には、小数点以下第一位を四捨五入すること。
- ④ 初期加算の取扱い  
報酬告示第 13 の 4 の初期加算については、2 の(5)の⑥を準用する。
- ⑤ 訪問支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(5)の⑦を準用する。
- ⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い  
報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑰を準用する。
- ⑦ 食事提供体制加算の取扱い  
報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(5)の⑩を準用する。
- ⑧ 精神障害者退院支援施設加算の取扱い  
報酬告示第 13 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、3 の(2)の⑱を準用する。
- ⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第 13 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(4)の④を準用する。
- ⑩ 欠席時対応加算の取扱い  
報酬告示第 13 の 10 の欠席時対応加算については、2 の(5)の⑧を準用する。
- ⑪ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第 13 の 11 の医療連携体制加算については、2 の(6)の⑧を準用する。
- ⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱い  
報酬告示第 13 の 12 の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として一年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての一年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての一年以上の実務経験を指す

ものとする。

- (ア) 職業指導、作業指導等に関する業務
- (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務
- (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務

また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。

ア～ウ （略）

⑬ 施設外就労加算の取扱い

報酬告示第 14 の 13 の施設外就労加算の注中「事業所内における必要な支援等」とは、具体的には次のとおりであること。

(一)～(四) （略）

(4) 就労継続支援 A 型サービス費

① （略）

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

報酬告示第 15 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑤を準用する。

③ 就労移行支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第 15 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから六月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。

(二)・(三) （略）

④ 初期加算の取扱い

報酬告示第 15 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑥を準用する。

⑤ 訪問支援特別加算の取扱い

報酬告示第 15 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑦を準用する。

⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第 15 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑩を準用する。

⑦ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第 15 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑪を準用する。

ものとする。

- (ア) 職業指導、作業指導等に関する業務
- (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務
- (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務

また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。

ア～ウ （略）

⑬ 施設外就労加算の取扱い

報酬告示第 13 の 13 の施設外就労加算の注中「事業所内における必要な支援等」とは、具体的には次のとおりであること。

(一)～(四) （略）

(4) 就労継続支援 A 型サービス費

① （略）

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

報酬告示第 14 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(5)の⑤を準用する。

③ 就労移行支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第 14 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから六月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。

(二)・(三) （略）

④ 初期加算の取扱い

報酬告示第 14 の 4 の初期加算については、2 の(5)の⑥を準用する。

⑤ 訪問支援特別加算の取扱い

報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(5)の⑦を準用する。

⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第 14 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑩を準用する。

⑦ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第 14 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(5)の⑪を準用する。

- ⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④を準用する。
- ⑨ 欠席時対応加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑧を準用する。
- ⑩ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑧を準用する。
- ⑪ 施設外就労加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 11 の施設外就労加算については、3 の(3)の⑬を準用する。
- ⑫ 重度者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 12 の重度者支援体制加算については、障害基礎年金一級受給者が利用者の数の一〇〇分の五〇（旧法指定施設から移行した指定就労継続支援 A 型事業所にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、一〇〇分の五とする。）以上である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。
- (5) 就労継続支援 B 型サービス費
- ①・② (略)
- ③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑤を準用する。
- ④ 就労移行支援体制加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 3 の就労移行支援体制加算については、3 の(4)の③を準用する。
- ⑤ 目標工賃達成加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 4 の目標工賃達成加算については、次のとおり取り扱うものとする。またこのほかこの加算に関する留意事項については別途通知する。  
(-)～(四) (略)
- ⑥ 初期加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 5 の初期加算については、2 の(6)の⑥を準用する。
- ⑦ 訪問支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 6 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑦を準用する。

- ⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(4)の④を準用する。
- ⑨ 欠席時対応加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(5)の⑧を準用する。
- ⑩ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(6)の⑧を準用する。
- ⑪ 施設外就労加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 11 の施設外就労加算については、3 の(3)の⑬を準用する。
- ⑫ 重度者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、障害基礎年金一級受給者が利用者の数の一〇〇分の五〇（旧法指定施設から移行した指定就労継続支援 A 型事業所にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、一〇〇分の五とする。）以上である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。
- (5) 就労継続支援 B 型サービス費
- ①・② (略)
- ③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(5)の⑤を準用する。
- ④ 就労移行支援体制加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 3 の就労移行支援体制加算については、3 の(4)の③を準用する。
- ⑤ 目標工賃達成加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 4 の目標工賃達成加算については、次のとおり取り扱うものとする。またこのほかこの加算に関する留意事項については別途通知する。  
(-)～(四) (略)
- ⑥ 初期加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 5 の初期加算については、2 の(5)の⑥を準用する。
- ⑦ 訪問支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 6 の訪問支援特別加算については、2 の(5)の⑦を準用する。

- ⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 7 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑰を準用する。
- ⑨ 食事提供体制加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 8 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑩を準用する。
- ⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④を準用する。
- ⑪ 欠席時対応加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 10 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑧を準用する。
- ⑫ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 11 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑧を準用する。
- ⑬ 施設外就労加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 12 の施設外就労加算については、3 の(3)の⑬を準用する。
- ⑭ 重度者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 13 の重度者支援体制加算については、3 の(4)の⑫を準用する。
- ⑮ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 14 の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費(I)を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を加えた従業員の員数が利用者の数を六で除して得た数以上である場合に、加算する。

(6) 共同生活援助サービス費

- ① (略)
- ② 共同生活援助サービス費の区分について  
共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。  
(一)～(四) (略)  
(五) 共同生活援助サービス費(V)  
報酬告示第 17 の 1 のホの共同生活援助サービス費(V)については、2 の(10)の②の(二)のエを準用する。  
(六) (略)

- ⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 7 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑰を準用する。
- ⑨ 食事提供体制加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 8 の食事提供体制加算については、2 の(5)の⑩を準用する。
- ⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(4)の④を準用する。
- ⑪ 欠席時対応加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 10 の欠席時対応加算については、2 の(5)の⑧を準用する。
- ⑫ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 11 の医療連携体制加算については、2 の(6)の⑧を準用する。
- ⑬ 施設外就労加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 12 の施設外就労加算については、3 の(3)の⑬を準用する。
- ⑭ 重度者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第 15 の 13 の重度者支援体制加算については、3 の(4)の⑫を準用する。
- ⑮ 報酬告示第 15 の 14 の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費(I)を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を加えた従業員の員数が利用者の数を六で除して得た数以上である場合に、加算する。

(6) 共同生活援助サービス費

- ① (略)
- ② 共同生活援助サービス費の区分について  
共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。  
(一)～(四) (略)  
(五) 共同生活援助サービス費(V)  
報酬告示第 16 の 1 のホの共同生活援助サービス費(V)については、2 の(9)の②の(二)のエを準用する。  
(六) (略)



- ③ 大規模住居減算の取扱い  
報酬告示第 17 の 1 の注 8 の(3)及び(4)については、2の(10)の③を準用する。ただし、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。  
(一)・(二) (略)
- ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 1 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④を準用する。
- ⑤ 夜間防災体制加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 1 の 3 の夜間防災体制加算については、夜間の防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。  
(一)～(三) (略)
- ⑥ 日中支援加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 1 の 4 の日中支援加算については、2の(10)の⑦を準用する。
- ⑦ 自立生活支援加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 2 の自立生活支援加算については、2の(10)の⑧を準用する。
- ⑧ 入院時支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 3 の入院時支援特別加算については、2の(10)の⑨を準用する。
- ⑨ 長期入院時支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 3 の 2 の長期入院時支援特別加算については、2の(10)の⑩を準用する。
- ⑩ 帰宅時支援加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 4 の帰宅時支援加算については、2の(10)の⑪を準用する。
- ⑪ 長期帰宅時支援加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 5 の長期帰宅時支援加算については、2の(10)の⑫を準用する。
- ⑫ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 6 の地域生活移行個別支援特別加算については、2の(10)の⑬を準用する。
- ⑬ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第 17 の 7 の地域生活移行個別支援特別加算については、2の(7)の⑧を準用する。

第三 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定

- ③ 大規模住居減算の取扱い  
報酬告示第 16 の 1 の注 8 の(3)及び(4)については、2の(9)の③を準用する。ただし、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。  
(一)・(二) (略)
- ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 1 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、2の(4)の④を準用する。
- ⑤ 夜間防災体制加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 1 の 3 の夜間防災体制加算については、夜間の防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。  
(一)～(三) (略)
- ⑥ 日中支援加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 1 の 4 の日中支援加算については、2の(9)の⑦を準用する。
- ⑦ 自立生活支援加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 2 の自立生活支援加算については、2の(9)の⑧を準用する。
- ⑧ 入院時支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 3 の入院時支援特別加算については、2の(9)の⑨を準用する。
- ⑨ 長期入院時支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 3 の 2 の長期入院時支援特別加算については、2の(9)の⑩を準用する。
- ⑩ 帰宅時支援加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 4 の帰宅時支援加算については、2の(9)の⑪を準用する。
- ⑪ 長期帰宅時支援加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 5 の長期帰宅時支援加算については、2の(9)の⑫を準用する。
- ⑫ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 6 の地域生活移行個別支援特別加算については、2の(9)の⑬を準用する。
- ⑬ 医療連携体制加算の取扱い  
報酬告示第 16 の 7 の地域生活移行個別支援特別加算については、2の(6)の⑧を準用する。

第三 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定

に関する基準別表指定旧法施設支援単位表（平成十八年厚生労働省告示第  
五百二十二号。以下「旧法施設支援報酬告示」という。）に関する事項

- 1 入所時特別支援加算の取扱いについて  
旧法施設支援報酬告示第1の3、第2の3、第3の3、第4の3、第  
5の3及び第6の3の入所時特別支援加算については、第2の2の(6)の  
⑥の初期加算の取扱いに準じた取扱いとすること
- 2 退所時特別支援加算の取扱いについて  
旧法施設支援報酬告示第1の4、第2の4、第3の4、第4の4、第  
5の4及び第6の4の退所時特別支援加算については、第2の2の(5)の  
③の地域移行加算の取扱いに準じた取扱いとすること。
- 3～9 (略)

第四 (略)

に関する基準別表指定旧法施設支援単位表（平成十八年厚生労働省告示第  
五百二十二号。以下「旧法施設支援報酬告示」という。）に関する事項

- 1 入所時特別支援加算の取扱いについて  
旧法施設支援報酬告示第1の3、第2の3、第3の3、第4の3、第  
5の3及び第6の3の入所時特別支援加算については、第2の2の(5)  
の⑥の初期加算の取扱いに準じた取扱いとすること。
- 2 退所時特別支援加算の取扱いについて  
旧法施設支援報酬告示第1の4、第2の4、第3の4、第4の4、第  
5の4及び第6の4の退所時特別支援加算については、第2の2の(4)  
の③の地域移行加算の取扱いに準じた取扱いとすること。
- 3～9 (略)

第四 (略)

## 新旧対照表

改正後	現 行
<p>障 発 第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日 一部改正 障 発 第 0402002 号 平成 19 年 4 月 2 日 一部改正 障 発 第 0331019 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 1007 第 1 号 平成 21 年 10 月 7 日 一部改正 障 発 0601 第 4 号 平成 22 年 6 月 1 日 一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日</p>	<p>障 発 第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日 一部改正 障 発 第 0402002 号 平成 19 年 4 月 2 日 一部改正 障 発 第 0331019 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 1007 第 1 号 平成 21 年 10 月 7 日 一部改正 障 発 0601 第 4 号 平成 22 年 6 月 1 日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 居宅介護、<u>重度訪問介護</u>、<u>同行援護</u>及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 居宅介護、<u>重度訪問介護</u>及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

(4) 準用（基準第七条）

基準第五条及び第六条については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(3)までを参照されたい。（指定重度訪問介護事業所については、(2)の①は除く。）

(5) (略)

(6) 指定同行援護事業所の取扱い

① サービスを提供する者の実務経験

サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、一年に換算して認定する。

② サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）第四号介護給付費等単位数表第12の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア (2)の②のアからエのいずれかの要件に該当するもの

イ 平成二十三年九月三十日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に三年以上従事したもの。

ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、平成二十六年九月三十日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）

③ 暫定的な取扱いに係る留意点

(4) 準用（基準第七条）

基準第五条及び第六条については、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(3)までを参照されたい。（指定重度訪問介護事業所については、(2)の①は除く。）

(5) (略)

(6)の②のイの地域生活支援事業の移動支援事業に三年以上従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成二十六年九月三十日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は(2)の②のアからエのいずれかの要件を満たさなければならないものであること。

(7) (略)

(8) 人員の特例要件について

① 介護保険との関係

介護保険法による指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者が、法による指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を行う場合は、当該介護保険法上の指定を受けていることをもって、基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。

② 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件

ア 従業者（ホームヘルパー）

当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうちの四つ以上の指定を受ける場合も同様とする。

イ サービス提供責任者

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて一以上で足りるものとする。（同上）

ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。（同上）

a (2)の①の基準のいずれかに該当する員数

b 指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護については(2)の①の基準のいずれかに該当する員数、指定重度訪問介護については(5)の①の基準のいずれかに該当する員数、のそれぞれを合算した員数（ただし、(5)の①のアのbの基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算定

(6) (略)

(7) 人員の特例要件について

① 介護保険との関係

介護保険法による指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者が、法による指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定行動援護の事業を行う場合は、当該介護保険法上の指定を受けていることをもって、基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。

② 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件

ア 従業者（ホームヘルパー）

当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者及び指定行動援護事業者のうちの三つ以上の指定を受ける場合も同様とする。

イ サービス提供責任者

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて一以上で足りるものとする。（同上）

ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。（同上）

a (2)の①の基準のいずれかに該当する員数

b 指定居宅介護又は指定行動援護については(2)の①の基準のいずれかに該当する員数、指定重度訪問介護については(5)の①の基準のいずれかに該当する員数、のそれぞれを合算した員数（ただし、(5)の①のアのbの基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算定する場合は、「指定重

する場合は、「指定重度訪問介護専従の従業者二〇人又はその端数を増すごとに一人以上」に読み替えて算出するものとする。この場合、指定重度訪問介護と指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、(2)の①のアのbの基準を適用し員数算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者二〇人又はその端数を増すごとに一人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。）

#### ウ 管理者

当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。(同上)

なお、アからウまでの取扱いについては、指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護を、指定同行援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定同行援護を併せて行う場合も同様とする。

### 2 設備に関する基準(基準第八条第一項)

(1)～(4) (略)

(5) 準用(基準第八条第二項)

基準第八第一項については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(4)までを参照されたい。

### 3 運営に関する基準

(1)～(29) (略)

(30) 準用(基準第四十三条)

基準第九条から第四十二条までについては、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用されるものであることから、(1)から(29)までを参照されたい。

また、基準第九条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十二条までについては、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、(1)から(20)まで及び(22)から(29)までを参照されたい。

### 4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

度訪問介護専従の従業者二〇人又はその端数を増すごとに一人以上」に読み替えて算出するものとする。この場合、指定重度訪問介護と指定居宅介護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、(2)の①のアのbの基準を適用し員数算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者二〇人又はその端数を増すごとに一人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。)

#### ウ 管理者

当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。(同上)

なお、アからウまでの取扱いについては、指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護又は指定重度訪問介護を併せて行う場合も同様とする。

### 2 設備に関する基準(基準第八条第一項)

(1)～(4) (略)

(5) 準用(基準第八条第二項)

基準第八第一項については、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(4)までを参照されたい。

### 3 運営に関する基準

(1)～(29) (略)

(30) 準用(基準第四十三条)

基準第九条から第四十二条までについては、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用されるものであることから、(1)から(29)までを参照されたい。

また、基準第九条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十二条までについては、行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、(1)から(20)まで及び(22)から(29)までを参照されたい。

### 4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

- (1) ～ (4) (略)  
(5) 準用 (基準第四十八条)

① (略)

② 基準該当重度訪問介護及び基準該当行動援護

指定居宅介護の運営に関する基準のうち第四条第二項及び第三項並びに第九条から第四十二条 (第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十三條を除く。) 並びに基準該当居宅介護に関する基準のうち第四十四条から第四十七条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(1)から(29)まで、(11)の①、(12)、(13)の①及び(21)を除く。) 及び第三の4の(1)から(4)までを参照されたい。

なお、基準該当重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定重度訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。

第四～第六 (略)

第七 短期入所

1～4 (略)

5 基準該当障害福祉サービスの基準

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例 (第百二十五条の二)

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者等に対して、指定小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

① 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供する

- (1) ～ (4) (略)  
(5) 準用 (基準第四十八条)

① (略)

② 基準該当重度訪問介護及び基準該当行動援護

指定居宅介護の運営に関する基準のうち第四条第二項及び第三項並びに第九条から第四十二条 (第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十三條を除く。) 並びに基準該当居宅介護に関する基準のうち第四十四条から第四十七条までの規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(1)から(29)まで、(11)の①、(12)、(13)の①及び(21)を除く。) 及び第三の4の(1)から(4)までを参照されたい。

なお、基準該当重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定重度訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。

第四～第六 (略)

第七 短期入所

1～4 (略)

ものであること。

② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。

③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

④ 指定短期入所事業所、知的障害児施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害者等の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(2) 準用（第二百五条の三）

第二百二十条第二項から第六項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

#### 第八 重度障害者等包括支援

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1)・(2) (略)

(3) 障害福祉サービスの提供に係る基準（基準第132条）

① (略)

② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、サービス利用計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められるものであれば者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。

③ (略)

(4)～(7) (略)

第九～第十一 (略)

#### 第十二 就労移行支援

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1) 実習の実施

#### 第八 重度障害者等包括支援

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1)・(2) (略)

(3) 障害福祉サービスの提供に係る基準（基準第132条）

① (略)

② 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、サービス利用計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められるものであれば者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。

③ (略)

(4)～(7) (略)

第九～第十一 (略)

#### 第十二 就労移行支援

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1) 実習の実施



実習については、就労移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。

なお、実習時において、指定就労移行支援事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。

また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。

(2)～(5) (略)

第十三～第十八 (略)

実習については、就労移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。

なお、実習時において、指定就労移行支援事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。

また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校及び養護学校等の関係機関と連携して行うこと。

(2)～(5) (略)

第十三～第十八 (略)

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>障 発 第 0 1 2 6 0 0 1 号 平 成 1 9 年 1 月 2 6 日 一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 3 3 号 平 成 2 1 年 3 月 3 1 日 一部改正 障 発 0 9 2 8 第 1 号 平 成 2 3 年 9 月 2 8 日</p>	<p>障 発 第 0 1 2 6 0 0 1 号 平 成 1 9 年 1 月 2 6 日 一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 3 3 号 平 成 2 1 年 3 月 3 1 日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>(略)</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>(略)</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>第一・第二 (略)</p>	<p>第一・第二 (略)</p>
<p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 1・2 (略) 3 運営に関する基準 (1)～(23) (略) (24) 実習の実施(基準第30条) 実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。 なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先に</p>	<p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 1・2 (略) 3 運営に関する基準 (1)～(23) (略) (24) 実習の実施(基準第30条) 実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。 なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先に</p>

おける利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。

また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校及び養護学校等の関係機関と連携して行うこと。

(25)～(48) (略)

4 (略)

おける利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。

また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。

(25)～(48) (略)

4 (略)

## 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発第0130001号 平成19年1月30日 一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日</p>	<p style="text-align: right;">障発第0130001号 平成19年1月30日</p>
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
居宅介護従業者養成研修等について	居宅介護従業者養成研修等について
(略)	(略)
記	記
第1 居宅介護従業者養成研修等について	第1 居宅介護従業者養成研修等について
1 居宅介護従業者養成研修等の課程	1 居宅介護従業者養成研修等の課程
イ～ホ (略)	イ～ホ (略)
<p>ハ 同行援護従業者養成研修一般課程(告示第一条第四号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。</p>	
<p>ト 同行援護従業者養成研修応用課程(告示第一条第四号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)は、一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者(児)の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。(ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの</p>	

限りではない。)

チ (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。

イ～ホ (略)

へ 同行援護従業者養成研修一般課程

(1) 修業年限は、原則として二月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、四月の範囲内として差し支えない。

(2) 研修の内容は、告示別表第三に定めるもの以上であること。

(3) 別表3に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

(4) 講師は、一般課程を教授するのに適当な者であること。

(5) 同行援護事業所との連携等により、別表第三に定める演習を行うのに適当な体制を確保していること。

(6) 演習について適当な演習指導者の指導が行われること。

ト 同行援護従業者養成研修応用課程

(1) 修業年限は、原則として一月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、二月の範囲内として差し支えない。また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として三月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、六月の範囲内として差し支えない。

(2) 研修の内容は、告示別表第四に定めるもの以上であること。

(3) 別表第四に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

(4) 講師は、応用課程を教授するのに適当な者であること。

(5) 同行援護事業所との連携等により、別表第四に定める演習を行うのに適当な体制を確保していること。

(6) 演習について適当な演習指導者の指導が行われること。

チ 行動援護従業者養成研修課程

(1) (略)

(2) 研修の内容は、告示別表第五に定めるもの以上であること。

(3) 別表第五に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

(4)・(5) (略)

リ 講義を通信の方法によって行う研修にあっては、イからチに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1)・(2) (略)

へ (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。

イ～ホ (略)

へ 行動援護従業者養成研修課程

(1) (略)

(2) 研修の内容は、告示別表第三に定めるもの以上であること。

(3) 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

(4)・(5) (略)

ト 講義を通信の方法によって行う研修にあっては、イからトに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 面接指導の時間数は、一級課程に係わるものにあつては一二以上、二級課程に係わるものあつては六以上、三級課程に係わるものあつては三以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程にあつては一以上であること。

(4) (略)

5・6 (略)

7 留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 研修の内容について

イ 介護保険告示別表第二から第四までに定める一級課程、二級課程及び三級課程並びに告示別表第一から第五までに定める重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程のそれぞれの研修の内容は、各都道府県知事の判断により、科目や時間数について、より詳細な基準を定めることは差し支えないこと。

ロ (略)

(4) (略)

第2 (略)

(別表)

(1)～(3) (略)

(4) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、三級課程を受講する場合  
・老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（四時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの  
・老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義（三時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの  
・基礎的な介護技術に関する講義（三時間）のうち、視覚障害に関するもの  
・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（五時間）のうち、視覚障害に関するもの

(5)～(9) (略)

(3) 面接指導の時間数は、一級課程に係わるものにあつては一二以上、二級課程に係わるものあつては六以上、三級課程に係わるものあつては三以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び行動援護従業者養成研修課程にあつては一以上であること。

(4) (略)

5・6 (略)

7 留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 研修の内容について

イ 介護保険告示別表第二から第四までに定める一級課程、二級課程及び三級課程並びに告示別表第一から第三までに定める重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び行動援護従業者養成研修課程のそれぞれの研修の内容は、各都道府県知事の判断により、科目や時間数について、より詳細な基準を定めることは差し支えないこと。

ロ (略)

(4) (略)

第2 (略)

(別表)

(1)～(3) (略)

(4)～(8) (略)

## 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">障 発 第 0323002 号 平成 19 年 3 月 23 日 一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">介護給付費等の支給決定について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 障害程度区分の認定</p> <p>1 対象となるサービスの種類</p> <p>市町村は、障害者（児童福祉法第 63 条の 4 及び第 63 条の 5 の規定に基づき 15 歳以上 18 歳未満の児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合及び精神保健福祉センター等の意見に基づき精神障害者である児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合を含む。以下同じ。）から介護給付費の支給対象となるサービスに係る支給申請があったときに、障害程度区分の認定を行う。<u>（同行援護サービスに係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」は除く。）</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第三 障害児に係る支給決定の方法</p> <p>①～③ (略)</p>	<p style="text-align: right;">障 発 第 0323002 号 平成 19 年 3 月 23 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">介護給付費等の支給決定について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 障害程度区分の認定</p> <p>1 対象となるサービスの種類</p> <p>市町村は、障害者（児童福祉法第 63 条の 4 及び第 63 条の 5 の規定に基づき 15 歳以上 18 歳未満の児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合及び精神保健福祉センター等の意見に基づき精神障害者である児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合を含む。以下同じ。）から介護給付費の支給対象となるサービスに係る支給申請があったときに、障害程度区分の認定を行う。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第三 障害児に係る支給決定の方法</p> <p>①～③ (略)</p>

④ 同行援護の申請があった場合、障害者と同様、平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。

#### 第四 支給決定の際勘案すべき事項その他の基本事項

1・2 (略)

3 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ(併給関係)

(1) (略)

(2) 障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける障害者については、(略)ただし、障害者支援施設、のぞみの園若しくは旧法指定施設に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び日中活動サービス(旧法指定施設の入所者に限る。)について支給決定を行うことは可能である。(略)

(3)～(7) (略)

4 (略)

#### 第五 (略)

#### 第六 支給決定時に定める事項

1 支給決定事項

(1) 支給量

支給量を定める単位期間については、1か月とし、支給量を定める単位については、サービスの種類ごとに次の単位で定める。

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護・・・時間(30分単位)／月
- ・重度障害者等包括支援・・・単位／月
- ・上記以外の障害福祉サービス・・・日／月

また、具体的な支給量については、障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、次の考え方により、適切な量を定めるものとする。

なお、複数のサービスを組み合わせる場合(併給が認

#### 第四 支給決定の際勘案すべき事項その他の基本事項

1・2 (略)

3 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ(併給関係)

(1) (略)

(2) 障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける障害者については、(略)ただし、障害者支援施設、のぞみの園若しくは旧法指定施設に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び日中活動サービス(旧法指定施設の入所者に限る。)について支給決定を行うことは可能である。(略)

(3)～(7) (略)

4 (略)

#### 第五 (略)

#### 第六 支給決定時に定める事項

1 支給決定事項

(1) 支給量

支給量を定める単位期間については、1か月とし、支給量を定める単位については、サービスの種類ごとに次の単位で定める。

- ・居宅介護、重度訪問介護、行動援護・・・時間(30分単位)／月
- ・重度障害者等包括支援・・・単位／月
- ・上記以外の障害福祉サービス・・・日／月

また、具体的な支給量については、障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、次の考え方により、適切な量を定めるものとする。

なお、複数のサービスを組み合わせる場合(併給が認



められないサービスを除く。)は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する必要がある。

① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

あらかじめ定めた支給決定基準に照らしつつ、障害程度区分その他の勘案事項を踏まえて支給量を定める。

②～⑤ (略)

(2) (略)

第七・第八 (略)

められないサービスを除く。)は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する必要がある。

① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護

あらかじめ定めた支給決定基準に照らしつつ、障害程度区分その他の勘案事項を踏まえて支給量を定める。

②～⑤ (略)

(2) (略)

第七・第八 (略)

## 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障 発 第 0 3 3 0 0 1 1 号 平 成 1 9 年 3 月 3 0 日 一 部 改 正 障 発 0 9 2 8 第 1 号 平 成 2 3 年 9 月 2 8 日</p>	<p style="text-align: right;">障 発 第 0 3 3 0 0 1 1 号 平 成 1 9 年 3 月 3 0 日</p>
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について	精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第13の8及び第14の9に規定する精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等及び指定就労移行支援事業所等については、長期に入院している精神障害者の地域生活への移行を図るために必要な支援の一つの選択肢であり、その施設基準は、既に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号。以下「施設基準」という。）によりお示ししているところであるが、昨年10月以降、精神障害者の地域生活移行を積極的に展開している地域における福祉、医療等の関係者からのヒアリング等を通じて、退院支援、地域生活移行に向けた取組に係る好事例を収集、検証し、その運用の在り方について検討してきたところである。</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第12の8及び第13の9に規定する精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等及び指定就労移行支援事業所等については、長期に入院している精神障害者の地域生活への移行を図るために必要な支援の一つの選択肢であり、その施設基準は、既に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号。以下「施設基準」という。）によりお示ししているところであるが、昨年10月以降、精神障害者の地域生活移行を積極的に展開している地域における福祉、医療等の関係者からのヒアリング等を通じて、退院支援、地域生活移行に向けた取組に係る好事例を収集、検証し、その運用の在り方について検討してきたところである。</p>
これを踏まえ、今般、その運用上の取扱い等を下記のとおり定めたので、ご留意の上、管内市町村あてご周知のほどよろしくお願いする。	これを踏まえ、今般、その運用上の取扱い等を下記のとおり定めたので、ご留意の上、管内市町村あてご周知のほどよろしくお願いする。
記	記
1・2 （略）	1・2 （略）
3 その他の留意事項	3 その他の留意事項

事業者は、報酬告示別表第13の8及び第14の9の規定に基づき、都道府県知事に届出を行うに当たっては、施設基準に定める事項のほか、上記1及び2に定める事項についても併せて届出を行うこと。

事業者は、報酬告示別表第12の8及び第13の9の規定に基づき、都道府県知事に届出を行うに当たっては、施設基準に定める事項のほか、上記1及び2に定める事項についても併せて届出を行うこと。